

令和6年 第3回
士幌町議会定例会

説 明 資 料

令和6年9月6日

主 要 行 事 経 過 概 要

(令和6年6月7日～令和6年9月5日)

課	年 月 日	行 事 名	附 記
総務課	6. 6. 8	佐倉地区家族慰安会	札幌市
	8	西上地区研修会	
	15	戦没者追悼式	
	19	指名委員会	
	25	第16回士幌町女性サミット	
	26	叙勲伝達式(杉原憲司氏)	
	7. 2	士幌南地区家族研修	
	5	士幌北地区家族慰安会	
	5	建設工事入札	
	6	上居辺地区家族慰安会	
	6	中士幌地区慰安会	
	12	北海道市長村長交流セミナー	
	14	下居辺地区夏期研修会	
	18	指名委員会	
	27	北町公民館まつり	
	30	音更川流域連絡協議会(ウェブ会議)	
	8. 5	建設工事入札	
	26	指名委員会	
	27	自主防災会意見交換会	
	9. 3	防火訓練	
地域戦略課	6. 6. 26	第43回しほろ7000人のまつり全体説明会	帯広市
	27	十勝定住自立圏市町村長意見交換会	
	28	環境審議会	
	7. 12	十勝圏活性化推進期成会札幌要請	札幌市
	20	札幌士幌会総会	
	25	第13回士幌町地方創生推進会議	
	29	十勝地域政策懇談会	
	30	地域政策懇談会	帯広市
	8. 5	ゼロカーボン勉強会	
	6	十勝地域づくり連携会議	
	7	士幌町公共施設への太陽光発電設備等導入業務公募型プロポーザル審査	
	17	美濃市歓迎交流会	
	18	第43回しほろ7000人のまつり	
	20	仮装盆踊り大会	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
町 民 課	6. 7. 4 5 18 30 8. 18 20	大麻抜き取り駆除 第1回国民健康保険運営協議会 シートベルト着用推進キャンペーン 町税・使用料等収納率向上対策推進会議 町民交通安全・地域安全運動パレード 防犯巡回指導	
保 健 福 祉 課	6. 7. 2 9 24 8. 20 9. 2	地域包括支援センター運営協議会 民生児童委員協議会視察研修(～10日) ミニ健康まつり 100歳敬老祝い金贈呈 福祉村防火訓練	札 幌 市
産 業 振 興 課	6. 6. 28 28 7. 4 5 12 17 26 8. 23 27	士幌町農業協同組合獣魂碑慰霊祭 肉牛振興会獣魂祭 新農業後継者就農激励会 士幌町農業振興対策本部審議会 十勝総合畜産共進会(肉用牛) しほろ収穫祭実行委員会 ホタル観賞会(～8月4日) 士幌町農業振興対策本部作況調査 十勝総合畜産共進会(乳用牛)	音 更 町 音 更 町
建 設 課	6. 6. 11 26 7. 3 9 8. 8 27 9. 4	マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付	1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件
幼 児 教 育 課	6. 6. 15 29	川西へき地保育所運動会 認定こども園運動会	
病 院	6. 8. 13	道内医大等表敬訪問	札 幌 市
特 養	6. 6. 21 7. 30 8. 25 29	第2回入退所検討委員会 第3回入退所検討委員会 ふれあい夏まつり 第4回入退所検討委員会	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
監 査 事 務 局	6. 6. 20 24 7. 19 8. 19	例月出納検査 令和5年度一般会計および特別会計決算審査説明聴取(～25日) 例月出納検査 例月出納検査	
農 業 委 員 会	6. 6. 11 11 12 26 27 7. 11 12 12 12 8. 8 8 8 9 9 9 14 19	北海道農業者年金協議会会計監査 令和6年度北海道農業者年金協議会理事会 十勝農業委員会連合会三役会議 一般社団法人北海道農業会議第97回総会 第45回北海道農業者年金協議会総会 令和6年度士幌町農業担い手支援協議会総会 第5回農地小委員会 あっせん会 第13回士幌町農業委員会総会 第2回農業委員会連合会三役会 第2回農業委員会連合会役員会 十勝地区政策懇談会 農地パトロール 第14回士幌町農業委員会総会 第5回農業振興小委員会 士幌町農業委員会委員候補者評価委員会 第44回北十勝一市三町農業委員研修会及びスポーツ交流会	札 幌 市 札 幌 市 帯 広 市 札 幌 市 札 幌 市 帯 広 市 帯 広 市 帯 広 市 帯 広 市
教 育 課	6. 6. 1 8 20 25 26 28 7. 4 4 13 22 23 25 8. 7 22 26	士幌小学校運動会 中士幌小学校運動会・上居辺小学校運動会 令和6年度第1回士幌町スポーツ推進委員会議 校長会議 第6回士幌町教育委員会定例会 令和6年度第1回公民館運営審議会議 令和6年度第1回社会教育委員会議 十勝教育局義務教育指導監学校訪問 町民体育祭パークゴルフ競技 校長会議 美濃市交流事業(受入)(～24日) 第7回士幌町教育委員会定例会 美濃市交流事業(訪問)(～9日) 校長会議 第8回士幌町教育委員会定例会	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
高 等 学 校	6. 6. 9	海外文化交流事業受入れ(米国高校生)(～12日)	
	13	アニマルウェルフェア認証審査	
	14	学校説明会(保護者・教員・中学生対象)	帯 広 市
	17	管内中学校訪問(～7月11日)	十 勝 管 内
	21	東北北海道意見発表大会(当番校)	
	22	北海道農業高校生ガーデニングコンテスト	札 幌 市
	26	インターンシップ(～28日)	十 勝 管 内
	26	宿泊研修(1年生)(～28日)	足 寄 町
	7. 5	有機JAS認証認定会	
	5	学校説明会(保護者・教員・中学生対象)	
	12	学校祭(体育祭・クラスパフォーマンス、模擬店)(～13日)	
	19	農事視察研修(3年生)	十 勝 管 内
	8. 6	全道技術競技大会(～7日)	旭 川 市
	21	北海道士幌高等学校創立75周年記念事業実行委員会設立総会	
	21	全道実績発表大会(～23日)	岩 見 沢 市
	28	全道意見発表大会(～29日)	美 幌 町
	9. 2	日本土壌肥料学会2024年度福岡大会(～4日)	福 岡 市
消 防 課	6. 6. 27	第2回とかち広域消防事務組合議会(臨時会)	帯 広 市
	30	士幌消防団消防演習	
	9. 2	「防災の日」模擬火災訓練	

北海道後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改正案	現 行
(広域連合の処理する事務) <u>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。）及び<u>高齢者医療確保法</u>に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第19条 (略) 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表</u> により、広域連合の予算において定めるものとする。 <u>(削除)</u> <u>別表 (第19条関係)</u> (略)	(広域連合の処理する事務) <u>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。</u> <u>1 被保険者の資格の管理に関する事務</u> <u>2 医療給付に関する事務</u> <u>3 保険料の賦課に関する事務</u> <u>4 保健事業に関する事務</u> <u>5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第19条 (略) 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表第2</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。 <u>別表第1 (第4条関係)</u> <u>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</u> <u>2 被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> <u>3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> <u>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u> <u>5 保険料に関する申請の受付</u> <u>6 前各号に掲げる事務に付随する事務</u> <u>別表第2 (第19条関係)</u> (略)

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	児童福祉法等の一部を改正する法律（施行日：令和 6 年 4 月 1 日）の施行に伴い、法律の規定を引用している条項について、改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものである。
概 要	1 主な改正内容 第 5 条第 4 号中の児童福祉法第 6 条の 2 の 2「第 7 項」を「第 6 項」に改正するもの。 2 施行期日 公布の日から施行する。

土幌町こども発達相談センター設置条例（平成27年条例第40号）新旧対照表

改正案	現 行
(事業) 第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を行う事業 (5)・(6) (略)	(事業) 第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業 (5)・(6) (略)

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号。以下「一部改正府令」という。）により、保育所等における満 3 歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、一部改正府令に準じた条例の改正を行う。
概 要	1 主な改正内容 安心してこどもを預けられる体制整備を進めるため、保育所等における保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）が 4・5 歳児については、30 対 1 から 25 対 1 へ、満 3 歳児については、20 対 1 から 15 対 1 へ見直されたことに伴い、当該基準を定める条例を改正するもの。 2 施行期日 公布の日から施行する。

土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）新旧対照表

改正案		現 行
(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略)	(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略)	

改正案	現 行
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「基準府令」という。）の一部が改正されたことに伴い、基準府令に準じた条例の改正を行う。
概 要	1 主な改正内容 (1) 電磁的記録の交付に関する改正【第 5 条】 現行法上の磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等、特定の記録媒体による交付等を定める規定については、記録媒体が特定されることにより手続のオンライン化の支障となっており、技術的中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形での「電磁的記録媒体」に改正するもの。 (2) 施設の重要事項の掲示方法に関する改正【第 23 条】 施設の重要事項の掲示について、書面による掲示等を義務付けている規定に加えて、インターネットによる公衆の閲覧に供することを義務付ける規定に改正するもの。 2 施行期日 公布の日から施行する。

土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）新旧対照表

改正案	現 行
(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができ、この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u> をもつて調製するファイル に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略) (揭示等) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならぬ。	(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができ、この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイル</u> に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略) (揭示) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければ</u> な らない。

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部の施行期日を定める政令により、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る改正国民健康保険法（以下「改正法」という。）の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められたことに伴い、条例を改正するもの。
概 要	1 主な改正内容 改正法では、現行の国民健康保険法第 9 条に定める被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されたため、第 12 条中の「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。 2 施行期日 令和 6 年 12 月 2 日（条例の施行日前及び関係政令等の規定により従前の例によることとされる場合における条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

士幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）新旧対照表

改正案	現 行
第12条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 の者に対し、10万円以下の過料を科する。 _____においては、そ	第12条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	令和 6 年 3 月 29 日厚生労働省令第 61 号による介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、地域包括支援センターの職員配置基準が改正された。 本基準は、市町村が「従うべき基準」であるため、町条例が定める基準も併せて改正する（国の改正は令和 6 年 4 月 1 日施行。市町村条例の改正は 1 年間の猶予が設けられている）。
概 要	1 主な改正内容 (1) ひとつの地域包括支援センターは、「保健師」「社会福祉士」「主任介護支援専門員」を常勤でそれぞれ 1 人配置することが原則とされている。人材確保が難しくなっている状況を踏まえ、引き続きこれを原則として、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、「常勤換算方法」による配置を選択することが認められる。（常勤換算方法とは、短時間勤務や非常勤の職員の勤務時間を、常勤の職員の勤務時間として換算し配置基準の計算をするもの。）また、複数の地域包括支援センターがある場合には、複数のセンターで 3 職種を分散して配置することも可能となる。 ※士幌町は、第 1 号被保険者の数が現在 3,000 人未満であるため、3 職種の要件は緩和される（第 4 条第 3 項第 3 号）が、常勤の要件は緩和されない。 (2) その他引用条項の修正及び文言の修正を行う。 2 施行期日 公布の日から施行する。

土幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第5号）新旧対照表

改正案	現 行
<u>（定義）</u> <u>第2条</u> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 包括支援事業</u> 法第115条の46第1項に規定する包括支援事業をいう。 <u>(2) 地域包括支援センター</u> 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。 <u>(3) 第1号被保険者</u> 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。 <u>（基本方針）</u> <u>第3条</u> 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、<u>介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等</u>を利用できるように導き、<u>介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u> 2 <u>地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号-Iに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保しなければならない。</u> <u>（人員に係る基準及び員数）</u> <u>第4条</u> 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保	<u>（基本方針）</u> <u>第2条</u> 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、<u>各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等</u>を利用できるように導き、<u>各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u> 2 <u>地域包括支援センターは、土幌町地域包括支援センター運営協議会（土幌町地域包括支援センター設置条例（平成21年条例第16号）第4条）の</u> <u>意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保しなければならない。</u> <u>（人員に係る基準及び員数）</u> <u>第3条</u> 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数

改正案	現 行
険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2)（略） (3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。 _____ _____ _____ _____ _____）その他これに準ずる者1人 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センタ	は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2)（略） (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したものの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を終了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者1人 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センタ

改正案	現 行
一の人員配置基準は、次の各号に定めるところによることができる。 (1) <u>第 1 号被保険者の数がおおむね1,000人未満</u> <u>第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人</u> (2) <u>第 1 号被保険者の数がおおむね1,000人以上2,000人未満</u> <u>第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u> (3) <u>第 1 号被保険者の数がおおむね2,000人以上3,000人未満</u> <u>専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人（委任）</u> <u>第 5 条</u> （略）	一の人員配置基準は、次の各号に定めるところによることができる。 (1) <u>おおむね1,000人未満</u> <u>前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人</u> (2) <u>おおむね1,000人以上2,000人未満</u> <u>前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u> (3) <u>おおむね2,000人以上3,000人未満</u> <u>専らその職務に従事する常勤の前項 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の前項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人（委任）</u> <u>第 4 条</u> （略）

(議案第 9 号 説明資料)

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	令和 6 年 3 月 29 日厚生労働省令第 61 号による介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正された。改正箇所を、町条例が引用しているため改正するもの。
概 要	1 主な改正内容 地域包括支援センター運営協議会の定義規定の条項が移ったことから、同規定を引用している条項を改正するもの。 2 施行期日 公布の日から施行する。

土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年

条例第4号) 新旧対照表

改正案	現 行
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため<u>地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため<u>地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)

農作物生育状況調査報告書

令和6年8月15日現在

土幌町農業振興対策本部

作物名	生育状況					生育期節		進捗率	遅速 日数	農作業状況			遅速 日数	進捗率	地区の概況	
	草丈 (cm)	葉数 (枚)	莖数 (本/m ²)	穂長 (cm)	穂数 (本/m ²)	穂長 (cm)	出穂揃	乳熟期	成熟期		収穫始	収穫期	収穫終			
秋まき小麦	84.8		777	86.1	622	9.1	6/02 (6/08)	6/26 (7/01)	7/17 (7/25)		7/16 (7/26)	7/20 (7/29)	7/24 (8/02)	+9	100	・4月が高温で幼穂形成期は早まった ・5月上旬に低温の時期もあり生育はやや減速した ・4月、5月の前半までの高温で生育は進んでいる
	茎長 (cm)	茎数 (本)	上いも数 (個/株)	上いも一個重 (g)	上いも設置 (kg/10a)	ライマン値 (%)	開花期	終花期	茎葉黄変期		植付始	植付期	植付終			・植付が早く、生育は順調 ・生育は進んでいる
大豆	58.6 (66.0)	3.0 (2.8)					6/25 (6/30)	7/18 (7/25)	8/13 (8/17)		4/21 (4/23)	4/28 (4/30)	5/06 (5/10)	+4	100	
	草丈 (cm)	穂長 (cm)	着莢数 (個/m ²)	栽培本数 (本/10a)			出芽期	開花始	開花期		は種始	は種終	は種終			・は種は平年よりやや早かった ・土壌水分に恵まれ、は種後に高温があり出芽は順調 ・6月上旬の低温寡照により、生育はやや停滞した ・6月下旬の好天で生育は回復した ・生育は進んでいる。着莢も順調 着莢数は莢長3cm以上のものをカウント
小豆	77.8 (75.8)	9.3 (9.6)	546.7 (479.3)	19,099 (22,883)			5/25 (5/28)	7/12 (7/17)	7/14 (7/18)		5/10 (5/12)	5/14 (5/19)	5/19 (5/19)	±0	100	・土壌水分に恵まれているが、5月末の気温がやや低温傾向で出芽は平年並 ・6月下旬の好天で生育は回復した ・生育は進んでいる 着莢数は莢長5cm以上のものをカウント
	草丈 (cm)	穂長 (cm)	出莢数 (枚)				出芽期	開花始	開花期		は種始	は種終	は種終			・天候に恵まれ、は種は順調に進んだ ・生育は進んでいる 着莢数は莢長7cm以上のものをカウント
金時	41.7 (53.1)	4.0 (4.2)	150.9 (135.6)	15,024 (15,232)			6/06 (6/06)	7/05 (7/11)	7/07 (7/13)		5/20 (5/22)	5/23 (5/31)	5/28 (5/31)	+3	95	
	草丈 (cm)	葉数 (枚)	穂周 (cm)								移植始	移植期	移植終			・移植は平年よりやや早かった ・直播は平年より早く、5/1でほぼ100%の進捗 ・土壌水分に恵まれ、活着は良好 ・高温少雨により生育は停滞したが、その後の降雨に恵まれ生育は進んだ
牧草	112.8	94.5					4/12 (4/13)	6/06 (6/09)	6/10 (6/13)	+2	6/13 (6/15)	6/18 (6/22)	6/26 (6/30)	+4		・5月の日照時間が少ないため、草丈は徒長気味で出穂は遅慢である ・収穫は平年並みに始まった ・低温寡照により、出穂は平年並みになった ・2番草の生育は平年よりやや進んでいる
	草丈 (cm)	茎数 (本)	上いも数 (個/株)	上いも一個重 (g)	上いも設置 (kg/10a)	ライマン値 (%)	萌芽期	出穂始	出穂期		一番収穫始	一番収穫期	一番収穫終			
とうもろこし	274.1 (296.8)	242.4 (268.5)	18.0 (16.8)				7/21 (7/26)	7/23 (7/28)	8/16 (8/21)	+5	5/03 (5/09)	5/08 (5/20)	5/15 (5/20)	+5	90	・は種、出芽は平年よりやや早かった ・6月は低温寡照により、生育はやや停滞している ・気温が高く、出葉数は平年を上回った ・生育は進んでいる

契 約 一 覧 表

(令和6年5月30日～令和6年8月30日)

種 別	工 事 又 は 業 務 の 名 称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期		指 名 業 者	予 定 価 格 (税 込)	
					着 手 日	完 成		落	札 率
建～2-1	公営住宅中土幌新南団地新築工事 (建築主体)	字中土幌西2線74番地	土幌町字土幌西2線160番地 (株) 平田建設 代表取締役 長谷川 雅毅	R6. 6. 14 92, 950, 000	R6年 6月 17日	R6年 12月 20日	萩原建設工業(株)、川田工業(株) 北斗産業(株)、藤原工業(株) (株) ネクサス (株) 高橋組 (株) 平田建設	¥96, 602, 000 事前公表 96. 22%	7 社
建～2-2	公営住宅中土幌新南団地新築工事 (電気設備)	字中土幌西2線74番地	土幌町字土幌西2線158番地 土幌電設 (株) 代表取締役 田中 浩久	R6. 5. 30 8, 635, 000	R6年 5月 31日	R6年 12月 20日	川岸電設(株) 土幌電設(株) 加藤電気工業(株) (株) 宮内電気 光和電建(有)	¥8, 789, 000 事前公表 98. 25%	5 社
建～2-3	公営住宅中土幌新南団地新築工事 (機械設備)	字中土幌西2線74番地	土幌町字土幌仲通21番地 (有) 丸井朝井金物店 代表取締役 朝井 宏嗣	R6. 5. 31 17, 710, 000	R6年 6月 3日	R6年 12月 20日	池田煖房工業(株) 帯広営業所 (有) 丸イ 末永金物店 富士工業(株) (有) 小椋商事 (有) 丸井朝井金物店	¥18, 205, 000 事前公表 97. 28%	5 社
建～3-1	道の駅「しほろ温泉ブラザ緑風」 施設再整備工事 (建築主体) その 2	字下居辺西2線134番地	土幌町字土幌西1線158番地 北斗産業 (株) 代表取締役 瓦井 弘己	R6. 6. 13 169, 070, 000	R6年 6月 14日	R7年 3月 10日	萩原建設工業(株)、川田工業(株) 北斗産業(株)、(株) 市川組 藤原工業(株)、(株) ネクサス (株) 高橋組、 (株) 平田建設	¥172, 799, 000 事前公表 97. 84%	8 社
建～3-2	道の駅「しほろ温泉ブラザ緑風」 施設再整備工事 (電気設備) その 2	字下居辺西2線134番地	土幌町字土幌西1線168番地50 加藤電気工業 (株) 代表取締役 加藤 邦彦	R6. 5. 30 14, 509, 000	R6年 5月 31日	R7年 3月 10日	川岸電設(株) 土幌電設(株) 加藤電気工業(株) (株) 宮内電気 光和電建(有)	¥14, 872, 000 事前公表 97. 56%	5 社
建～4	特別養護老人ホーム設備改修工事 (冷房)	字土幌西2線169番地	土幌町字中土幌西2線78番地29 光和電建 (有) 代表取締役 貝守 良光	R6. 5. 30 9, 009, 000	R6年 5月 31日	R6年 10月 21日	川岸電設(株) 土幌電設(株) 加藤電気工業(株) (株) 宮内電気 光和電建(有)	¥9, 218, 000 事前公表 97. 73%	5 社
建～5	道の駅ピア2 1 しほろ設備改修工 事 (冷房)	字土幌西2線134番地1	土幌町字中土幌西2線78番地29 光和電建 (有) 代表取締役 貝守 良光	R6. 5. 30 1, 424, 500	R6年 5月 31日	R6年 10月 21日	川岸電設(株) 土幌電設(株) 加藤電気工業(株) (株) 宮内電気 光和電建(有)	¥1, 518, 000 事前公表 93. 84%	5 社
建～6	町有施設塗装工事	ヌブカの里 給食センター 高校教員住宅 大通西団地	土幌町字土幌西1線168番地 (株) 佐藤塗装工業 代表取締役 佐藤 有侯	R6. 5. 30 9, 328, 000	- R6年 5月 31日	R6年 11月 11日	(有)みのしま塗装 (有) 南塗装工業 井上塗装工事(株) (株) 佐藤塗装工業 (有) 工藤塗装店	¥9, 449, 000 事前公表 98. 72%	5 社

契 約 一 覧 表

(令和6年5月30日～令和6年8月30日)

種 別	工事又は業務の名称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 年 月 日 契 約 金 額	工 期		指 名 業 者	予 定 価 格 (税 込)	
					着 手	完 成		落	率
建～7	町有施設LED改修工事（給食センター）	字士幌西2線164	士幌町字士幌西2線158番地 士幌電設（株）	R6.5.30 2,860,000	R6年 5月 31日	R6年 9月 30日	川岸電設(株) 士幌電設（株） 加藤電気工業（株） (株)宮内電気 光和電建（有）	¥2,970,000 事前公表	96.30%
水～1	平原地区耐震管敷設工事	士幌町字士幌地内	代表取締役 田中 浩久 士幌町字士幌西2線164番地 (有) 丸イ末永金物店	R6.6.4 15,818,000	R6年 6月 5日	R6年 10月 10日	(有)丸イ末永金物店 北斗産業(株) 富士工業(株) (有)小椋商事 (有)丸井朝井金物店	¥16,313,000 事前公表	96.97%
水～2	士幌町簡易水道施設メーター器取替工事	士幌町町内一円	代表取締役 勇 直樹 士幌町字士幌西2線166番地 (有) 小椋商事	R6.5.30 8,393,000	R6年 5月 31日	R6年 11月 14日	(有)丸イ末永金物店 北斗産業(株) 富士工業(株) (有)小椋商事 (有)丸井朝井金物店	¥8,624,000 事前公表	97.32%
土～6	中士幌南1号線道路改良工事	字中士幌	代表取締役 小椋 紀元 士幌町字士幌西1線162番地 (株) 士幌建設	R6.5.30 3,333,000	R6年 5月 31日	R6年 8月 30日	(株)平田建設 北斗産業(株) (株)佐藤土建 士舗建設(株) (株)士幌建設	¥3,476,000 事前公表	95.89%
土～7	みのり野国地防火水槽新設工事	字中士幌	代表取締役 乙供 邦彦 士幌町字士幌西1線177番地 士舗建設（株）	R6.6.3 11,990,000	R6年 6月 4日	R6年 10月 10日	(株)平田建設 北斗産業(株) (株)佐藤土建 士舗建設(株) (株)士幌建設	¥12,507,000 事前公表	95.87%
建委～3	公営住宅建替事業基本実施設計委託業務（若葉団地）	字士幌西1線172番地	代表取締役 金山 忠義 帯広市緑ヶ丘東通東40番地 (株) モリ建築設計室	R6.5.30 7,568,000	R6年 5月 31日	R7年 1月 31日	(株)モリ建築設計室 (株)創造設計舎 (株)ズコーシヤ (有) 福井設計 (株)岡田設計 帯広事務所	¥7,865,000 事前公表	96.22%
建委～4	認定こども園等建替事業実施設計委託業務	字士幌西1線172番地	代表取締役 森 義孝 帯広市公園東町1丁目6番地1 (株) 創造設計舎	R6.5.30 42,570,000	R6年 5月 31日	R7年 2月 28日	(株)創造設計舎 (株)ズコーシヤ (株)岡田設計 帯広事務所 (株)アトリエブノク (株)サン設計事務所	¥44,880,000 事前公表	94.85%
下委～1	士幌町下水道ストックマネジメント管路調査委託業務	士幌町字士幌地内	代表取締役社長 太田 豊 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 (株) N J S 札幌事務所	R6.5.30 12,760,000	R6年 5月 31日	R7年 3月 7日	(株)N J S 札幌事務所 北王コンサルタント(株) (株)ホクスイ設計コンサル (株)日水コン 北海道支所 (株)ドーコン	¥14,080,000 事前公表	90.63%

契 約 一 覧 表

(令和6年5月30日～令和6年8月30日)

種 別	工事又は業務の名称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期		指 名 業 者	予定価格（税込）	
					着手	完成		落 札	率
林務～2	町有林管理造林事業（下刈）	土幌町字下居辺	音更町東通15丁目5番地	R6. 5. 30	R6年 5月 31日	R6年 8月 9日	十勝大雪森林組合 (有)ワタスギ造林	¥4, 137, 100 事前公表	92. 53%
			十勝大雪森林組合	3, 828, 000					
			代表理事組合長 山本 良二						
林務～3	町有林管理造林事業（間伐）	土幌町字下居辺	音更町東通15丁目5番地	R6. 5. 30	R6年 5月 31日	R6年 10月 31日	十勝大雪森林組合 (有)ワタスギ造林	¥5, 137, 000 事前公表	87. 79%
			十勝大雪森林組合	4, 510, 000					
			代表理事組合長 山本 良二						
林務～4	町有林管理造林事業（保育間伐）	土幌町字上音更 他	音更町東通15丁目5番地	R6. 5. 30	R6年 5月 31日	R6年 10月 31日	十勝大雪森林組合 (有)ワタスギ造林	¥2, 937, 000 事前公表	91. 76%
			十勝大雪森林組合	2, 695, 000					
			代表理事組合長 山本 良二						
土～8	土幌西1線交付金道路改良工事	字土幌	土幌町字土幌東6条2丁目1番地	R6. 7. 5	R6年 7月 8日	R6年 12月 2日	萩原建設工業(株) (株)平田建設 北斗産業(株) (株)佐藤土建	¥40, 799, 000 事前公表	95. 82%
			(株) 佐藤土建	39, 094, 000					
			代表取締役 中村 将						
土～9	中土幌11号東線交付金道路改良工事	字中土幌	土幌町字土幌西1線162番地	R6. 7. 5	R6年 7月 8日	R6年 11月 20日	(株)平田建設 北斗産業(株) (株)佐藤土建 土舗建設(株) (株)土幌建設	¥32, 263, 000 事前公表	95. 98%
			(株) 土幌建設	30, 965, 000					
			代表取締役 乙供 邦彦						
建～8	消防庁舎ボイラー改修工事	字土幌西2線161番地	土幌町字土幌仲通21番地	R6. 7. 5	R6年 7月 8日	R6年 11月 29日	(株)王勝設備 (有)丸イ末永金物店 富士工業(株) (有)小椋商事 (有)丸井朝井金物店	¥2, 156, 000 事前公表	96. 94%
			(有) 丸井朝井金物店	2, 090, 000					
			代表取締役 朝井 宏嗣						
建～9	こども家庭センター整備工事	字土幌西2線167	土幌町字土幌西2線142番地9	R6. 7. 5	R6年 7月 8日	R6年 11月 29日	北斗産業(株) (株)高橋組 (株)平田建設 (株)橋内建設 岡崎工務店	¥1, 650, 000 事前公表	96. 00%
			岡崎工務店	1, 584, 000					
			岡崎 譲二						
建～10	中土幌ストックポイント整備工事	字中土幌西2線75	土幌町字土幌西2線142番地9	R6. 7. 5	R6年 7月 8日	R6年 11月 29日	北斗産業(株) (株)高橋組 (株)平田建設 (株)橋内建設 岡崎工務店	¥15, 961, 000 事前公表	96. 07%
			岡崎工務店	15, 334, 000					
			岡崎 譲二						

契 約 一 覧 表

(令和6年5月30日～令和6年8月30日)

種 別	工事又は業務の名称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期		指 名 業 者	予定価格 (税込)	
					着手	完成		落	札 率
水委～1	土幌町簡易水道事業経営戦略等策定業務	簡易水道事業区域内	札幌市中央区北3条西3丁目1番地 (株) N J S 札幌事務所 所長 遠藤 博光	R6. 7. 5 7, 810, 000	R6年 7月 8日	R7年 3月 7日	(株) N J S 札幌事務所 北王コンサルタント(株) (株) ホクスイ設計コンサル (株) 日水コン 北海道支所 (株) ドーコン 5社	¥8, 448, 000 事前公表	92. 45%
下委～2	土幌町下水道事業経営戦略策定業務	下水道事業区域内	札幌市中央区北3条西3丁目1番地 (株) N J S 札幌事務所 所長 遠藤 博光	R6. 7. 5 4, 180, 000	R6年 7月 8日	R7年 3月 7日	(株) N J S 札幌事務所 北王コンサルタント(株) (株) ホクスイ設計コンサル (株) 日水コン 北海道支所 (株) ドーコン 5社	¥4, 576, 000 事前公表	91. 35%
土～1 5	トカプチ400サイクルルート交付金路面標示工事	字土幌	土幌町字土幌西1線167番地 秋津道路 (株) 道東営業所 所長 須貝 淳一	R6. 8. 8 14, 322, 000	R6年 8月 9日	R6年 10月 30日	秋津道路(株) 道東営業所 十勝道路(株) 東光舗道(株) 北洋道路(株) (株) トーシン 5社	¥14, 828, 000 事前公表	96. 59%
土～1 6	土幌26号線舗装修繕工事	字土幌	土幌町字土幌西1線167番地 秋津道路 (株) 道東営業所 所長 須貝 淳一	R6. 8. 8 34, 705, 000	R6年 8月 9日	R6年 11月 20日	道路工業(株) 十勝営業所 秋津道路(株) 道東営業所 道路建設(株) 道東出張所 (株) M z 原田、東日本富士新道路(株) 十勝道路(株)、東光舗道(株) 7社	¥36, 696, 000 事前公表	94. 57%
土～1 7	睦西2号線道路改良工事	字土幌	土幌町字土幌西1線177番地 土舗建設 (株) 代表取締役 金山 忠義	R6. 8. 7 3, 168, 000	R6年 8月 8日	R6年 11月 20日	(株) 平田建設 北斗産業(株) (株) 佐藤土建 土舗建設(株) (株) 土幌建設 5社	¥3, 300, 000 事前公表	96. 00%
土改～1 0	下居辺地区畑作等促進整備事業明渠排水整備工事 (第1工区)	字下居辺	土幌町字土幌西1線177番地 土舗建設 (株) 代表取締役 金山 忠義	R6. 8. 7 33, 440, 000	R6年 8月 8日	R6年 11月 29日	(株) 平田建設 北斗産業(株) (株) 佐藤土建 土舗建設(株) (株) 土幌建設 5社	¥34, 870, 000 事前公表	95. 90%
土改～1 1	土幌東地区1号幹線明渠転落防止柵再設置工事	字土幌	土幌町字土幌西1線177番地 土舗建設 (株) 代表取締役 金山 忠義	R6. 8. 5 1, 870, 000	R6年 8月 6日	R6年 10月 30日	(株) 平田建設 北斗産業(株) (株) 佐藤土建 土舗建設(株) (株) 土幌建設 5社	¥1, 958, 000 事前公表	95. 51%
建～1 1	学校施設屋上防水改修工事	上居辺小学校 中土幌小学校	土幌町字土幌西1線168番地 (株) 佐藤塗装工業 代表取締役 佐藤 有侯	R6. 8. 5 1, 892, 000	R6年 8月 6日	R6年 11月 29日	上嶋工業(株) (株) 互建防水工業 (株) ナリタック (有) 山建産業 (株) 佐藤塗装工業 5社	¥1, 947, 000 事前公表	97. 18%

契 約 一 覧 表

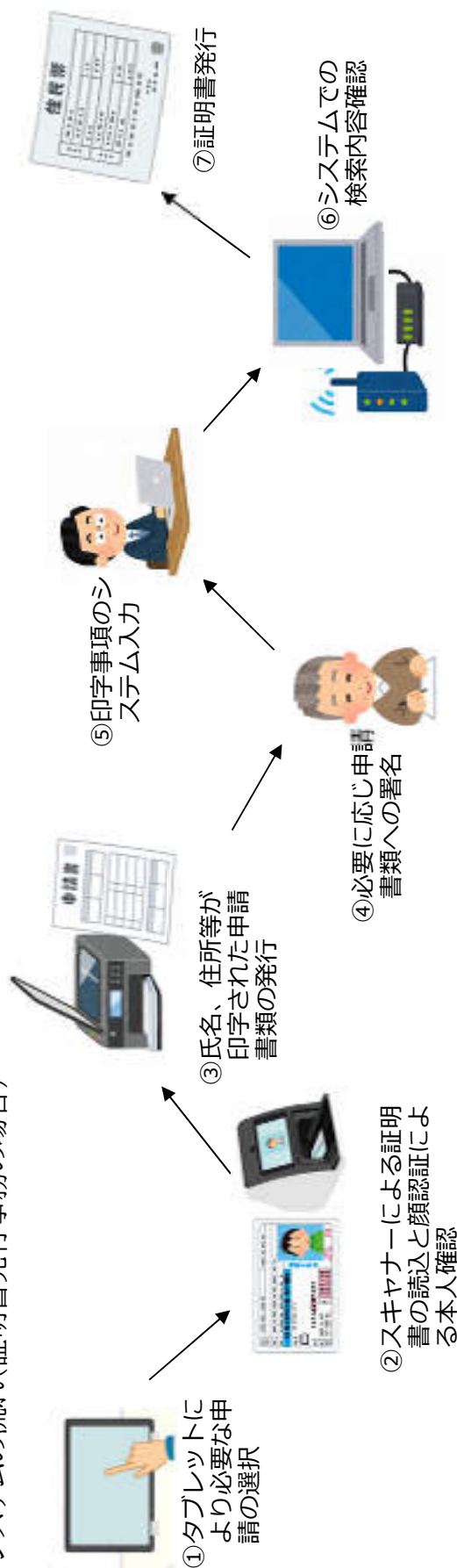
(令和6年5月30日～令和6年8月30日)

種 別	工事又は業務の名称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期		指 名 業 者	予定価格 (税込)	
					着 手	完 成		落 札	率
調～9	士幌東7線新光3号橋外橋梁補修 設計委託業務	字士幌	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 ダイシン設計 (株) 代表取締役 本多 弘幸	R6. 8. 5 10, 318, 000	R6年 8月 6日	R6年 12月 10日	北海道土木設計(株) パブリックコンサルタント(株) (株)ドーコン (株)シビテック ダイシン設計(株)	¥11, 066, 000 事前公表	93. 24%
							5 社		
士病建～1	士幌町国民健康保険病院自動ドア 装置取替工事	字士幌西2線167番地	札幌市中央区北13条西17丁目1番31号 フルテック (株) 札幌支店 支店長 出村 義治	R6. 8. 5 1, 848, 000	R6年 8月 6日	R6年 10月 10日	フルテック(株)札幌支店	¥1, 870, 000	98. 82%
							1 社		

『窓口入力支援システム (書かない窓口)』

住民が窓口で各種申請を行う際、運転免許証等の身分証明書の情報を各種申請書に印字し、これまでに申請書ごとに自署していた氏名や住所などの記入や、職員による目視での本人確認が不要となり、住民及び職員の負担の軽減を図ることができる。

◇システムの流れ(証明書発行事務の場合)



◇予算計上額 : 歳入 3,091千円(デジタル田園都市交付金 1/2補助) 歳出 6,182千円

◇想定される手続き : 住所や氏名などを記載する必要がある申請書類全般

- ・住民票などの発行
- ・補助金などの交付申請書類など

※導入当初は、5～10の手続きを対象とし、徐々に可能手続きを増やしていく。

◇設置予定箇所 : 町民課窓口、保健福祉課窓口など。

◇購入機器 : タブレット、スキャナー、プリンター(各5台)